

亀田北病院 虐待防止指針

1 基本方針

当院では、患者、障害者、高齢者（以下「患者」という）の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、虐待の防止、患者に対する支援等を行い、虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

（2）性的虐待

性的なわいせつ行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある。）

（3）心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

（4）放棄・放置（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な医療、福祉サービスや教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

（5）経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を正当な理由なく制限すること。

3 虐待防止のための具体的措置

（1）虐待防止委員会の設置

1) 当院は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は院長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため各部署に担当者を置く。

2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、他の委員会と一体的に行う場合がある。

3) 委員会は、定期的（月1回以上）かつ必要に応じて委員長または委員が招集する。

4) 委員会は、次のような内容について協議する。

ア 虐待防止マニュアルの整備と周知

イ 職員が使用する虐待防止チェックリストの整備

ウ 虐待を受けたと思われる被虐待患者の早期発見、早期対応に関すること

エ 虐待を防止するための必要な措置および虐待に対処するための措置

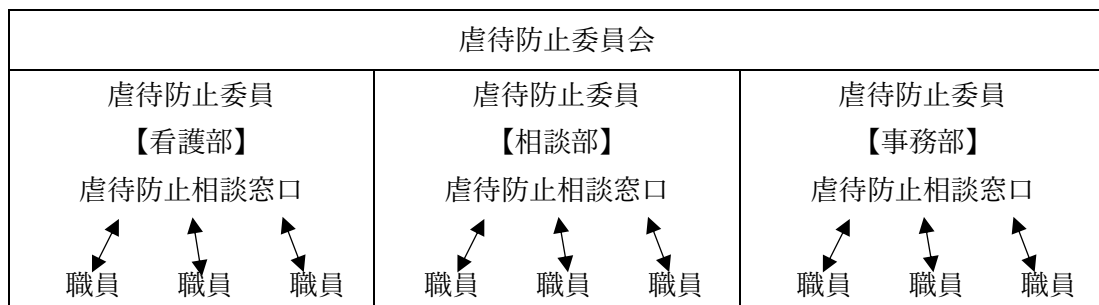
オ 虐待発生時の院外関係機関（渡島保健所、虐待防止センター、警察等）との連絡及び連携に関すること

- カ 虐待に関する相談に関する体制の整備
- キ チェックリストにより、定期的に虐待に関する自己点検の実施
- ク 分析結果に基づき、改善策や研修等の対策について検討し取り組む
- ケ 虐待やその疑いのある不適切な対応事例が発生した場合、虐待に繋がるような事例がある場合は、再発防止策を検討し虐待防止委員会において対応すること
- コ 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- サ 法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこと

(2) 虐待防止委員会の出先機関の設置

- 1) 虐待防止委員会の出先機関として、患者や職員が気軽に利用できる虐待防止相談窓口を常設し、虐待を未然に防ぐために、ちょっとした気がかりや困りごとについて相談できる窓口を設置する。
- 2) 担当窓口は、次の通りとする。
 - ・看護部…副看護部長、各師長
 - ・事務部…事務次長、医事課長
 - ・相談部門…連携室主任、認知症疾患医療センター主任
- 3) 相談内容は虐待防止委員会で共有し、より詳細な調整や調査を必要とした場合は速やかに対応する。

<イメージ図>



○虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待未然防止のためのチェックとモニタリング
- ・虐待の早期発見と発生後の検証と再発防止策の検討 など

○委員の役割

- ・虐待の防止に関する適切な知識の普及・啓発、研修会の実施、虐待チェックリストの実施、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、情報の収集と報告など

(3) 職員研修の実施

- 1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- 2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ア 精神保健福祉法の基本的な考え方の理解
 - イ 障害者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ウ 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - エ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - オ 早期発見・事実確認と報告等の手順

カ 発生した場合の改善策

- 3) 研修の開催は、年2回以上（外部講師による研修を含む）とし、中途採用者研修時にも必ず研修を受講させる。
- 4) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、データ等により保存する。

4 職員の責務

職員は、病院内における虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、虐待を受けたと思われる患者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに渡島保健所の窓口へ報告しなければならない。

5 指針の閲覧

「虐待防止指針」は、患者及び家族がいつでも自由に閲覧できるように、病院内に掲示をする。また、ホームページにも掲載し、患者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

附則

本指針は、令和6年9月18日施行 虐待防止委員会 2023年9月18日 作成